

女子フットサルクラブのご案内

〔名称:別途決定〕

背景

- ① 豊能町近隣(豊能町・箕面市・川西市等)で女性がフットサルが楽しめる・運動ができる環境を提供したい
- ② 大人(保護者)が交流できる場を設けたい

目的

- ① フットサルの基本技術の習得、運動不足解消
- ② 身近な場所でフットサルを楽しめる環境をつくる
- ③ 世代・地域を超えた交流

方針

- ① 「基本技術の反復練習」「ゲームによるトレーニング状況の把握」
- ② 年に数回、大会に出場し、現状のレベルを把握して日々のトレーニングにつなげる。

活動曜日

- ① 火曜日:1回、休日:1回 月2回の19:00~21:00 とします。
※月2回の日程については、前月末までに指導者と調整し案内します。

活動場所

〔火曜日〕フォレストカフェ 〔休日〕野間口体育館 ※変更の可能性もあります
◆開始時間の15分より以前の会場入場は、できません。

会費

月会費: 3,000円 ※月2回(頻度が増えた場合は、改定の可能性あり)
※参加状況に関係なく、同一金額です
【割引】サクササイズ・サカロビ参加者は、500円割引します。

補償

- ① スポーツ安全保険のみでの補償となります。【添付資料参照】

その他

- ① 練習会場までの移動については、安全面で配慮下さい。
- ② 持ち物:靴底が平らな綺麗な靴、飲み物、タオル、レガースを持参下さい。
- ③ お子さんを連れてこられる際は、駐車場等での遊びはご遠慮下さい。

指導者等

- ① 代表者:橋本 謙司 NPO法人ヴィエントよの 理事長
【問い合わせ先】090-1148-1523、vientofc@ezweb.ne.jp
- ② 指導者:

氏名	指導歴	備考
今川 雅之	ヴィエントFCとよの 豊能サッカーアカデミー 指導者	

女子フットサルクラブ 注意事項

〔会員・保護者の皆さまへ〕

- ① 練習会場の駐車スペースには限りがございますので、乗り合わせ等配慮下さい。
路上駐車等で会場付近の住民に迷惑をかけること。(開門の待ち時間も同様)
- ② 練習会場での喫煙・飲酒は厳禁です。
- ③ 会場都合により急遽、練習を中止せざるを得ない場合がございますのでご容赦下さい。
(メールでの連絡とさせていただきます)
- ④ 練習内容等本会に対するクレーム・苦情等は受け付けませんのでご理解下さい。
(意見や要望は、理事長一橋本までお願いします)
- ⑤ フォレストカフェの入場・退場時は、安全に十分配慮下さい。
- ⑥ お子さんが一緒に来られる場合、フォレストカフェの駐車場等で遊ぶことはご遠慮下さい。

〔会員の皆さんへ〕

心がけていただきたいこと

- ① ご自身の体力・技術力に合わせて一生懸命楽しんで下さい。
- ② 基本的には、運動不足解消を目的としていますのでご理解下さい。

大会参加時の対応

- ① 大会参加費用・指導者帯同費用は、参加者負担とします。
- ② 大会参加時は、現地集合・現地解散とします。
- ③ 参加予定の大会については、2ヶ月前を目途に周知します。

女子フットサルクラブ 規約

第1条 〔名称〕

本会は、女子フットサルクラブ（以下、本会）と称します。

第2条 〔目的〕

本会は、豊能町・箕面市（近隣市町村含む）においてフットサルというスポーツを通し、会員の健全な心身の育成および健康増進を図るとともに地域コミュニティの活性化に寄与することを目的とします。

第3条 〔会員〕

- (1) 高校生以上でフットサルに興味のある女性であること。
- (2) 入会資格を満たし、入会手続きを完了していること。

第4条 〔会員期間〕

会員期間は4月1日より翌年の3月31日までの1年間とします。

第5条 〔入会資格〕

本会の会員となるためには、次の要件を満たすこと。

- (1) 本会の目的および会則内容に会員およびその保護者が賛同・理解する者であること。
- (2) スポーツ安全保険に加入すること。
- (3) 本会活動中の傷害・事故については、スポーツ安全保険の対象範囲内のみで補償することを承諾いただくこと。
- (4) 会員およびその保護者は、本会の定める注意事項を遵守し、本会内では指導者の指示に従うこと。
- (5) 医師から、運動制限または禁止の診断を受けていない健康な者であること。

第6条 〔入会手続〕

- (1) 本会に入会を希望する者は、所定の申込み手続を行い承認を得るとともに、会費等を納入するものとします。
- (2) 入会申し込み時の記載事項に変更が生じたときは、速やかに届け出るものとします。
- (3) 保護者の承諾を得て申し込むものとします。

第7条 〔月会費〕

- (1) 会費は月会費とします。 ※金額については、本会のご案内に記載。
- (2) 会員は、月会費を納入するものとします。
- (3) 一度納入した会費はいかなる場合も返還いたしません。

第8条 〔代表者および指導者〕

- (1) 本会の代表は、NPO法人ヴィエントとよのの理事長（橋本 謙司）とします。
- (2) 本会の講師は、理事長が適性を考慮し複数名選任します。
- (3) 本会の会計は、「NPO法人ヴィエントとよの」の会計で管理します。

第9条 〔除名〕

会員が次のいずれかに該当するときは、指導者会の決議を経て除名できるものとします。

- (1) 会員が第5条の要件を満たさないとき。
- (2) 会員が本会に対して不利益を与えたときや名誉をき損したとき。

第10条 〔改定〕

本規約の改定変更は、NPO法人ヴィエントとよのの理事会で改定変更し、その効力はすべての会員におよぶものとします。

本規約は、平成28年10月01日より施行いたします。